

一方、国際的に見ると、これらの具体的なスキルの考え方について統一的な見解が存在しているわけではなく、能力を習得するための手法の開発も発展途上である。例えば、欧州科学財団においても「トランスファラブルスキルの習得は、トレーニングによってでも就労経験によってでもよい。」とし、欧州大学協会では、「異なる分野の博士課程が集い、学際融合的な環境の中で創造力を養えるように様々なトレーニングの機会を提供することが必要である」とも指摘されている。海外では、就労経験を行う場合や、コミュニケーションやリーダーシップを習得するためのコースを提供している例もあるが、いずれにせよ、トランスファラブルスキルを習得するためには、講義形式のみならず、参加型学習や、異質な集団に入ってトレーニングを行うことも重視されている。

なお、こうした汎用スキルの習得は社会に通用する力をいかに身につけるかという大学教育全般の課題としても扱われ、ジェネリックスキルなど各国様々な名称の下、様々な取組が行われている。また、民間企業を中心に各国政府、機関と連携しつつ進展している国際共同プロジェクト A T C 2 1 S¹では、「21世紀型スキル」として、思考の方法、仕事の方法、学習ツール、社会生活の4つのカテゴリーからなるスキルを提唱している。

ここまで、科学技術イノベーション人材の育成に見られる共通認識を見てきたが、いずれの取組も、特定の教育や手法を用いたり、学生が何らかの知識を習得したりすれば、その学生が科学技術イノベーション人材になることを保証するものではない。どうすれば科学技術イノベーション人材を育成できるかについて、解が存在するわけではない。しかし、これまで見た取組は、経済社会で活躍できる人材に求められる知識や能力をとらえ、その習得のために試行錯誤しているものであろう。

今後、国内外の各機関において科学技術イノベーション人材の育成を志向した取組が一層進められると考えられる。いずれにせよ、社会からイノベーションが求められる現在では、解決すべき社会的課題の解決に向けて、特定の専門分野にとらわれない幅広く自由な発想を持って、自らリーダーシップを発揮して、戦略的思考で創造的な解決策を構築することにより、社会に変革を起こすことが基本と考えられる。

¹ Assessment and Teaching of 21st Century Skills

第2節 我が国における科学技術イノベーション政策に関する動向

第4期科学技術基本計画の開始に伴い、科学技術政策に加え、関連するイノベーション政策も幅広く対象に含め、科学技術イノベーション政策として一体的な推進が展開されているところである。

政権交代以降、イノベーションを経済再生の原動力と位置付け、「世界で最もイノベーションに適した国」を創り上げるとする安倍総理の下、日本経済再生本部において成長戦略の策定が進んでいる。この戦略策定に当たっては、イノベーションと規制改革が最重要とされ、総合科学技術会議、日本経済再生本部、産業競争力会議、規制改革会議の連携・協力が行われている。

本項では、科学技術イノベーション政策に関する新たな動向について述べる。

1 総合科学技術会議における議論

平成25年3月1日、第107回総合科学技術会議が開催された。本会議では、科学技術イノベーション政策の今後の検討課題が議論され、この議論に基づき、安倍総理より、以下の3点について平成25年半ばまでに集中的に審議し、結果をまとめるよう指示があった。

○平成25年3月1日開催 第107回総合科学技術会議 安倍総理発言（抜粋）

本会議では、有識者議員から御提案のあった次の三点を、本年半ばまでに集中的に審議し、結果をまとめていただきたい。

第一に、科学技術イノベーション政策の全体像を示す長期ビジョンや短期の行動プログラムを含む「科学技術イノベーション総合戦略」を策定していただきたい。

第二に、日本経済再生本部と連携して、成長戦略に盛り込むべき政策を、科学技術イノベーションの観点から検討していただきたい。

第三に、総合科学技術会議の司令塔機能について、権限、予算両面でこれまでにない強力な推進力を発揮できるよう、抜本的な強化策を具体化すべく検討して頂きたい。

この指示に基づき、総合科学技術会議における審議が行われ、平成25年6月7日、「科学技術イノベーション総合戦略」について閣議決定された。

科学技術イノベーション総合戦略は、安倍総理からの指示に基づき、「経済再生」という現下の最大かつ喫緊の課題に科学技術イノベーションの観点から対応するため、基本的な考え方として、

- ・ 科学技術イノベーション政策の全体像を含む長期ビジョン及び短期行動プログラム
- ・ 課題解決型志向の科学技術イノベーション政策の包括的パッケージ

・ 産官学連携の役割分担、責任省庁の明示、予算・税制、規制改革等の様々な政策の組合せを掲げた総合的な戦略である。具体的には、2030年に実現すべき我が国の経済社会の姿として、「世界トップクラスの経済力を維持し持続的発展が可能となる経済」、「国民が豊かさと安全・安心を実感できる社会」、「世界と共生し人類の進歩に貢献する経済社会」を設定した上で、科学技術イノベーション政策が当面特に取り組むべき5つの政策課題とそれらに関する重点的課題・取組を示した。

＜科学技術イノベーションが取り組むべき課題＞

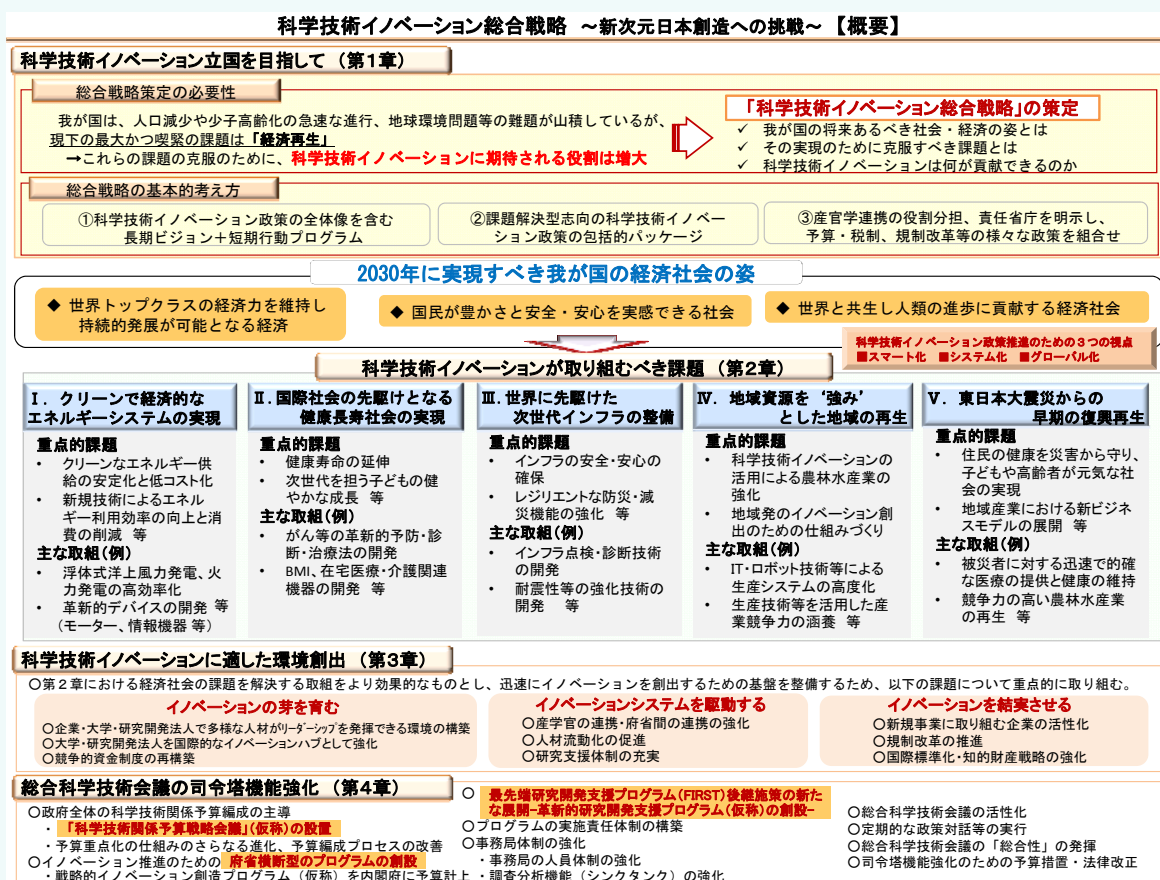
- (1) クリーンで経済的なエネルギーシステムの実現
- (2) 国際社会の先駆けとなる健康長寿社会の実現
- (3) 世界に先駆けた次世代インフラの整備
- (4) 地域資源を‘強み’とした地域の再生
- (5) 東日本大震災からの早期の復興再生

また、経済社会の課題を解決する取組をより効果的なものとし、迅速にイノベーションを創出するための基盤の整備に向け、重点的課題（「イノベーションの芽を育む」、「イノベーションシステムを駆動する」、「イノベーションを結実させる」）と取組を掲げている。

さらに、これらを強力に実行するために、総合科学技術会議の司令塔機能強化のための取組（科学技術関係予算戦略会議（仮称）の設置、府省横断型のプログラム（戦略的イノベーション創造プログラム（仮称））の創設、最先端研究開発支援プログラム（FIRST）の後継施策の新たな展開—革新的研究開発支援プログラム（仮称）の創設—、等）を示している（第1-2-45図）。

本総合戦略は、新たな科学技術イノベーション政策のいわば「骨太の方針」であり、科学技術イノベーションの観点から、日本経済再生本部が策定する成長戦略に反映される。

第1-2-45図／科学技術イノベーション総合戦略の概要



資料：第112回総合科学技術会議資料（平成25年6月6日）

2 我が国の研究開発力の抜本的強化のための基本方針

東日本大震災は、我が国が内面的に抱えていた様々な課題を顕在化させた。一方で、科学技術・学術に従事する者が、東日本大震災に際して国民の期待に応えることができたとは言い難く、率直に反省すべきである。文部科学省に置かれている科学技術・学術審議会においては、こうした認識の下で、東日本大震災の現状を踏まえ、科学技術・学術の観点から真摯に検証を行うとともに、課題解決のための研究開発システムに改革していくための審議を行い、平成25年1月17日に開催した科学技術・学術審議会において「東日本大震災を踏まえた今後の科学技術・学術政策の在り方について」（建議）を取りまとめ、野依会長から下村文部科学大臣に手交した。

この建議は、「Ⅰ 東日本大震災についての科学技術・学術の観点からの検証（総論）」、「Ⅱ 地震及び防災に関する検証、復興、再生及び安全性への貢献」、「Ⅲ 課題解決のための分野間連携・融合や学際研究」、「Ⅳ 研究開発の成果の適切かつ効果的な活用」、「Ⅴ 社会への発信と対話」の5つの柱で構成されている（第1-2-46図）。

第1-2-46図／東日本大震災を踏まえた今後の科学技術・学術政策の在り方について（建議のポイント）

「東日本大震災を踏まえた今後の科学技術・学術政策の在り方について」(建議のポイント)

はじめに

- 科学技術・学術に従事する者が、大震災に際して、必ずしも国民の期待に十分には応えられなかったことを率直に反省。国民との信頼関係の再構築が必要。
- STIR※1が今後の政策の基調。大震災によって顕在化した問題点を踏まえ、課題解決のための研究開発システムに改革し、科学技術イノベーション※2政策を推進していくことが重要。「社会のための、社会の中の科学技術」等の観点を重視。
 - ※1 S・科学、T・技術、I・イノベーション、R・リデザイン(再設計)、リコンストラクション(再建)、リフォーム(改革)
 - ※2 「科学技術イノベーション」とは、「科学的な発見や発明等による新たな知識を基にした知的・文化的価値の創造と、それらの知識を発展させて経済的、社会的・公共的価値の創造に結びつける革新」

Ⅰ 東日本大震災についての科学技術・学術の観点からの検証(総論)

- 研究は、基礎、応用、開発の3段階に分類され、いずれの段階でも、研究者の内在的動機に基づく学術研究、政府が設定する目標等に基づく戦略研究、政府の要請に基づく要請研究の3方法により進められる。政策の推進に当たり、各特性を踏まえることが必要。
- 社会要請の十分な認識が必要。
 - ・国民の信頼を回復し、期待に応えるため、相互理解を基にした政策形成が必要であり、研究者等は「社会リテラシー」を向上させ社会要請等を認識すべき。
 - ・公的資金を得て研究を行う研究者等は、その意味を認識すべき。また、研究等の意義や成果の説明責任を負う。
 - ・社会要請を踏まえた、我が国の将来を支える多様な人材の育成が必要。
- 我が国の研究開発は新たな知識の獲得と要素技術の開発に偏りがちであり、今後は実際の運用までを考慮したシステム化が必要。また、多様な専門知の結集による課題解決のためのシステムの定着が必要。
- 研究活動における不正行為等は国民の信頼を損なうため、取組強化が必要。

Ⅱ 地震及び防災に関する検証、復興、再生及び安全性への貢献

- 地震研究等について、人文・社会科学も含めた研究体制の構築など総合的かつ学際的な推進が必要。また、低頻度、大規模な自然現象を正しく評価するとともに、防災や減災に十分貢献できるよう研究手法等の抜本的見直しが必要。
- 環境変化に強い基盤構築のため、研究者等の「ムラ」意識からの脱却と、能力、役割を超えることについては関係機関等との密接な連携が必要。
- 確率的に発生頻度が低い事象でも、被害規模が大きくなると予想されるものについては、必要なリスク管理のための対策等が必要。また、リスク管理の在り方について国民との合意形成が必要。

Ⅲ 課題解決のための分野間連携・融合や学際研究

- 課題解決のための政策誘導が必要。
 - ・論文主義に偏る研究者コミュニティの意識改革を促す等のため、科学技術イノベーション政策に資する研究を奨励するための新たな評価システムの構築が必要。
 - ・研究者の能力が最大限発揮される研究体制の構築や研究環境の整備の奨励が必要。
 - ・基礎研究段階においても、学際研究や分野間連携・融合を進めるための政策誘導メカニズムが必要。
 - ・自然科学と人文・社会科学の連携促進のための取組が必要。
- 分野間連携・融合や学際研究を支える人材育成が必要。
 - ・新しい領域に挑戦する科学技術イノベーション人材の育成が重要。学生や若手研究者の主体性の確保が鍵。
 - ・大学は産業界と連携し、社会的課題解決に資する人材を育成すべき。また、必ずしも博士課程修了者への評価が適切に行われていない場合もあり対応が必要。教育振興と科学技術振興を有機的な連携の下で進めるべき。
 - ・研究支援者や技術者等の育成、確保のための取組が必要。
 - ・若手研究者の中長期の海外派遣支援のための取組が必要。

Ⅳ 研究開発の成果の適切かつ効果的な活用

- 課題設定段階での組織や分野を超えた連携体制の構築など、社会的ニーズを適切に課題に反映するための取組が必要。
- 科学技術イノベーション創出のためには、革新的な課題設定の下、基礎から実用化までの全段階を通じた戦略的運営による研究開発の推進が必要。

Ⅴ 社会への発信と対話

- 政府が適切な科学的助言を得るための仕組みの整備が必要。
- 想定外の事象が起こり得ることも含め、リスクについて、社会と真摯な対話と議論を積み重ね、合意形成を図ることが必要。その際、「ゼロリスク」が可能などと誤解されぬよう、受け取る立場に立った情報発信が必要。
- 社会との合意形成のため、国民の科学技術リテラシーやリスクリテラシーと、研究者等の社会リテラシーの双方の向上が必要。

資料：科学技術・学術審議会「東日本大震災を踏まえた今後の科学技術・学術政策の在り方について（建議）」を基に
文部科学省作成

さらに、科学技術・学術審議会においては、建議の指摘事項は、我が国にとって、いずれも根本的なものであり、実効性のある施策が立案されることが必要であると、また、近年、論文数や被引用数など、我が国の研究開発力を示す指標が停滞していることは憂慮すべき事態であるとの認識から、平成25年4月22日に開催した科学技術・学術審議会において、「我が国の研究開発力の抜本的強化のための基本方針」を決定した。

この基本方針は、「1. 若手、女性、外国人の積極的登用」、「2. 研究の質及び生産性の向上、新規性の高い研究の推進」、「3. 世界最高水準の運営や人材育成システムを目指した改革」の3つの柱で構成されている。科学技術・学術審議会では、総会及び各分科会、部会、委員会等において、本基本方針に基づき具体的方策を検討する予定である。その際、我が国の研究開発力の抜本的強化の観点から、とりわけ大学院教育の在り方について、中央教育審議会とも連携を図りながら検討を進めることとしている（第1-2-47表）。

第1-2-47表／我が国の研究開発力の抜本的強化のための基本方針（科学技術・学術審議会決定）

我が国の研究開発力の抜本的強化のための基本方針
（平成25年4月22日 科学技術・学術審議会決定）

第6期科学技術・学術審議会において、「東日本大震災を踏まえた今後の科学技術・学術政策の在り方について」（建議）を取りまとめた。建議の指摘事項は、我が国にとって、いずれも根本的なものであり、実効性のある施策が立案されることが必要である。また、近年、論文数や被引用数など、我が国の研究開発力を示す指標が停滞していることは憂慮すべき事態である。このため、第7期総会及び各分科会、部会、委員会等においては、建議の指摘事項を踏まえつつ、我が国の研究開発力の抜本的強化のため、以下の基本方針に基づき具体的方策を検討する。

1. 若手、女性、外国人の積極的登用

（1）若手研究者等の活躍の場の創出と独立促進

- ① 大学等の研究の原動力である「優れた若手研究者」を、世界標準モデルに則り、できるだけ早く、独立したLeaderとして登用するため、平成17年の学校教育法改正（平成19年施行）※1趣旨の徹底
- ② 学術研究を行う際に現在主流である職階管理型（ヒエラルキー）研究体制から、自律的な分野連携・融合型（ネットワーク）研究体制への転換を促進するための支援の推進※2

- ③ 上記①及び②を推進する際、事務組織を含めた研究機関全体で適切な支援を行うことが不可欠
- ④ 優れた若手、女性、外国人が、労働力として使われるのではなく、研究を自ら主導する、“LaborからLeaderへ”施策を推進するためのファンディング等の推進
- ⑤ 新たに着任した優秀な研究者が独立した研究を円滑に開始するための資金等の援助や、研究資金申請を行う際の英語対応を含む負担軽減の方策の実施
- ⑥ 異分野の若手研究者が集い、連携・融合による研究を主体的に推進することを促進するための支援の推進
- ⑦ 若手研究者の中長期の海外派遣を支援するため、海外での研究者ネットワーク化や帰国後の就職等環境整備の推進

※1：教育研究の活性化及び国際的な通用性の観点から、助教・助手に関する制度の見直しを行い、助教を廃止し、「准教授」を設け、助手のうち主として教育研究を行う者のために「助教」の職を設けた

※2：目標達成型の戦略研究やイノベーション創出研究等には、その迅速かつ効果的な推進のための組織体制の構築が必要

（2）国際的頭脳循環への対応

- ① 国内外の優秀な研究者の確保、育成（年俸制導入促進など年功序列的な給与体系の見直し等によるグローバル化対応）

- ② 先進国のみならず新興国との頭脳循環も想定した戦略的な国際研究機関・大学間ネットワークの構築

2. 研究の質及び生産性の向上、新規性の高い研究の推進

(1) 新規性の高い研究、ハイリスク研究等の推進

- ① 革新的であり、成果が社会的、経済的に大きな価値を生む可能性が高いが、目標達成が困難な研究（ハイリスク研究）の推進
- ② 1) 「個々の研究者の内在的動機に基づき、あらゆる分野の土壌を創る学術研究のための資金」、2) 「政府が設定する目標や分野に基づき、目標管理の下で進められる戦略研究のための資金」、3) 「特に、イノベーション創出や産業化を直接の目標とする開発資金」を明確に区分した上で、研究者が自らの特質を活かして、目的とする研究を選び、競争的な研究資金を獲得できるような柔軟な研究支援システムの構築。また、公募の際、当該資金の位置付けや狙いを、研究者側へ丁寧に説明することの徹底
- ③ 新規分野の開拓や、研究者の分野間連携・融合による研究を促進するための支援の充実。また、国全体における研究ポテンシャルを上げるためには、一極集中型ではなく、多極分散型で活性化を図ることが重要
- ④ 公的財源を最大限有効に活用する観点から、大型の競争的な研究資金について、過剰投資とならないよう、必要額の厳格な査定を徹底
- ⑤ 革新的な課題設定の下、リニアモデルにこだわることなく、オープンイノベーションモデルを導入するなど、柔軟かつ戦略的な研究開発の推進
- ⑥ 内在的動機に基づく個々の学術研究に最大限の敬意を払うとともに、基礎研究の中においても、その成果の幅広い波及効果を展望した学際研究や分野間連携・融合を進めるための政策誘導的なメカニズムの構築が必要。このため、国内外の社会の多様な要請を踏まえつつ、科学技術コミュニティとの連携によって優先課題を設定するとともに、必要な専門知を結集した研究体制を構築した上で、課題解決の実現に向けた目標管理を行うなどの特別プログラムの創設

(2) 新たな評価システムの構築

- ① サイエンスメリットにより個々の研究者の能力、実績評価を行うとともに、基礎研究から開発研究まで共通する評価軸と、研究段階、研究方法、研究目的、潜在的発展可能性などの特性を踏まえた評価軸とを組み合わせた適切な研究評価の推進
- ② 従来にはない新たな観点からの研究、分野間連携・融合や学際研究などによって牽引される未踏の科学技術イノベーションに資する研究やハイリスク研究を奨励し、積極的に支援するための新たな評価システムの構築
- ③ 新たな評価の考え方に基づき、高い評価結果を得た研究者の処遇や資金配分に積極的に反映させる、例えば、全てを加点方式により評価するシステムの導入
- ④ 研究活動、特に開発段階の活動について、社会的ニーズや知的財産、社会実装等の観点を考慮した論文指標以外の評価法の確立
- ⑤ 評価する側は、研究者側からの研究意義の積極的主張を歓迎するとともに、場合により非専門家、部外者の意見も尊重
- ⑥ 研究活動を人材育成に活かしていることを積極的に評価する手法の確立
- ⑦ 研究機関評価の際に、優れた若手、女性、外国人をLeaderとして積極的に登用するなど成果最大

化や多様な視点、着眼点の確保のための取組を行っていることを積極的に評価する手法の確立

- ⑧ 研究評価についての高度な専門性を有する者の育成

(3) 社会的ニーズの把握

- ① 研究課題を適切に設定するため、経常的に組織や分野を超えて連携し、様々な観点から実社会の現状を捉え、社会的ニーズを掘り起こす体制の確立

(4) 研究に打ち込める環境の整備（研究支援者等の育成、確保）

- ① 研究者が本来の活動に集中して、優れた研究成果を上げ、またそれを最大限活用するためには、国際水準を目指した研究環境の改善、特に研究者とともに車の両輪として研究を推進する高度な専門性を有したリサーチ・アドミニストレーターの存在が不可欠である。研究活動の活性化や、研究開発マネジメント（企画立案、研究者間や分野間のネットワーク等）の強化による研究推進体制の充実強化を図るため、専門性の高い人材の育成、確保、かつ、安定的な職種としての定着の促進
- ② 研究者が高度な研究を実施する上で不可欠な環境整備、研究機器の維持や整備等のため、研究基盤を支える人材の育成、獲得、確保のための取組の促進や、外部連携も含めたこれらの人材のキャリアパスの確立
- ③ サバティカル制度の活用促進などによる、研究に集中するための、又は、新たな方向性や連携先の発見に資するための“場”の整備
- ④ 研究者間や分野間のネットワーク促進や、オープンアクセスの観点からの科学技術・学術についての情報ネットワークの構築と機能強化に関する検討

(5) 研究開発機器等の一層の開発、適切な調達、共用の促進

- ① 我が国の科学技術競争力の確保、さらに公的資金の有効活用の観点から、研究現場における先端研究機器等の導入状況の調査、分析等を踏まえ、焦点を定めた戦略的な国産の先端研究機器等の開発、普及の一層の促進
- ② 合理的な調達の促進（高額機器購入のための柔軟な研究費の運用等）
- ③ 研究開発機器等の共用促進による研究環境整備、経費効率化等

(6) 国民の信頼と相互理解を基にした政策形成

- ① 国民の科学技術リテラシーやリスクリテラシーと、研究者等の社会リテラシー※3の双方の向上
- ② リスクコミュニケーションを推進するための効果的な科学技術コミュニケーションの在り方の検討
- ③ 科学技術は不確実性ゆえに答えが必ずしも一つに定まらず、またリスクを伴う場合もあることなど、その本質と限界を理解することを重視した科学リテラシー及び科学教育の見直し
- ④ 「社会の中の、社会のための科学技術」という認識を徹底した上で、研究者が常に倫理的な判断と行動を為し、国民の信頼を得ることができるよう、倫理教育を充実するなど、不正行為や研究費の不正使用を排し、研究活動の公正（Research Integrity）を確保

※3：「研究者等の社会リテラシー」とは「一般国民が、科学技術・学術に対し何を求めているのか、また、科学技術・学術に関する情報をどのように受けとめるのかを、一般国民の価値観や知識の多様性を踏まえつつ、適切に推測し、理解する能力。また、こうした多様性に配慮しつつ、科学技術・学術に関する情報を適切に発信できる能力」

3. 世界最高水準の運営や人材育成システムを目指し

た改革

(1) 新たな研究開発法人制度の創設

- ① 科学技術イノベーションを巡る熾烈な国際競争に勝ち抜くため、投入予算に対し最大限の成果を生み出す新たな研究開発法人制度の創設

(2) 研究人材育成システムの改革

- ① 厳しい国際競争の中、我が国が目指す高付加価値を創造する社会構造の樹立のため、優れた研究人材の育成が不可欠。博士課程修了者の質的向上と量的拡大、博士課程修了者の社会的価値の向上、初等中等教育、学部教育、大学院教育の各段階を通じた教育振興と科学技術振興の有機的連携を含め、優秀な人材が博士課程を目指し、高付加価値を創造する人材育成のための魅力ある環境の整備
- ② このための大学院生への経済的支援の充実（例えば、米国においては、優秀な大学院生の獲得競争が生じ、大学院生には、準「職業」として生活費が支給され、また欧州やアジア諸国においても公的支援により私費を投ずることなく、研究に打ち込める環境が整備されている。）
- ③ イノベーションを推進し、社会的課題の解決を図る人材を育成する産学連携の実践的なプログラムの検討（産業界をはじめ多様な社会がどのような人材を必要としているかの調査、分析を踏まえた検討）産業界をキャリアパスの一環とし、アカデミア-産業界間のローテーションを含めた弾力的な人材の活用
- ④ 全ての学生が実験、実習等を含め、社会が求める質の高い教育を受けられるようにするための仕組みの検討（実験のための一定水準の教育費の確

保等）

- ⑤ 大学等の研究の原動力である「優れた若手研究者」を、世界標準モデルに則り、できるだけ早く、独立したLeaderとして登用するため、平成17年の学校教育法改正（平成19年施行）の趣旨の徹底（再掲）
- ⑥ 学術研究を行う際に現在主流である職階管理型（ヒエラルキー）研究体制から、自律的な分野連携・融合型（ネットワーク）研究体制への転換を促進するための支援の推進（再掲）
- ⑦ 上記⑤及び⑥を推進する際、事務組織を含めた研究機関全体で適切な支援を行うことが不可欠（再掲）
- ⑧ 若手研究者の自立を支援し、キャリアパスの展望を開くため、フェローシップ等の更なる充実とともに、円滑な頭脳循環と世代交代を促進するためのテニュアトラック制度の確立
- ⑨ 産業界等広い社会における活動も選択できる能力を身に付けることを重視した、大学院生や若手研究者の多様なキャリアパス開拓のための取組の推進。大学と産業界との更なる対話の促進
- ⑩ 分野ごとの状況を踏まえた、ポストドクターのキャリアパス拡大の観点から調査、検討の実施
- ⑪ 次代の科学技術を担う人材の裾野拡大の観点から、初等中等教育段階における、科学技術と、その社会との連関に対する興味や関心、理解の向上
- ⑫ これらを含め、我が国の研究開発力強化の観点から、初等中等教育、学部教育、とりわけ大学院教育の在り方や各教育段階間の円滑な接続、連携の強化について、中央教育審議会と連携した早急な検討の実施

資料：「我が国の研究開発力の抜本的強化のための基本方針」（平成25年4月22日科学技術・学術審議会決定）